

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

令和6年12月24日

分任契約担当官
陸上自衛隊富山駐屯地
第336会計隊富山派遣隊長 福島 壮礎

1 工事概要

- (1) 工事名 **富山（6）駐屯地避雷針設置工事**
- (2) 工事場所 富山県砺波市鷹栖出935 陸上自衛隊富山駐屯地
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。
駐屯地内に避雷針を設置する工事
- (4) 工期 **令和7年3月31日まで**
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における**令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格**（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「**建築一式工事**」又は「**電気工事**」の級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) **防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がD等級以上であること、又は「電気工事」に係る等級がC等級以上であること。**
- (5) 平成18年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、「**建築一式工事**」又は「**電気工事**」を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア 仕様書に記載されている内容を実行できる者である。

イ 平成18年度以降入札公告日までに、(4)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

(8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、近畿中部防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号。

28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 近畿中部防衛局が発注した「建築一式工事」又は「電気工事」のうち、平成18年度以降令和3年までに完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。

(10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと。

(11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらが同視しうる関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(12) 近畿中部防衛局管内（大阪府、兵庫県、奈良県、京都府、滋賀県、和歌山県、愛知県、岐阜県、三重県、福井県、石川県、富山県）に建築工事業の許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請あり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

(14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒939-1339 富山県砺波市鷹栖出935

陸上自衛隊富山駐屯地第336会計隊富山派遣隊

担当 福島

TEL 0763-33-2392（内線345）

FAX 0763-33-2392

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和6年12月24日から令和7年1月17日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の、12月25日～1月6日を除く毎日午前9時から午後5時（正午から午後1時までの間を除く。）。

イ 交付場所

(1)の担当部局において交付を行う。交付を希望する場合は事前に連絡を行うこと。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和7年1月17日午後5時00分

イ 提出方法 (1)に持参又は郵送(書留郵便に限る。)託送(書留郵便と同等のものに限る。)若しくは電子メールにより提出(以下「郵送等」という。)する。

(4) 入札書及び工事内訳明細書の受領期限等

ア 受領期限 令和7年2月7日午後5時00分

イ (1)に持参又は郵送等により提出する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年2月12日午前11時00分

イ 場所 陸上自衛隊富山駐屯地会議室

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金免除

(3) 契約保証金免除。ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証(引き渡した工事事目的物が種類又は品質に関して契約の内容と適合しないもの(以下「契約不適合」という。))である場合において当該契約不適合を保証する特約(2年間)を付したものに限り、を付すものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

エ 入札金額、入札者の氏名及び押印された陰影が判別し難い入札

※押印を省略する場合は押印に代えて、責任者及び担当者氏名及び連絡先を記入

(5) 落札者の決定方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回っている場合は、予決令第86条の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行うので、協力しなければならない。

(8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(10) 契約書作成の要否
要。

(11) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ。

(12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資

格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13) 詳細は、入札説明書による。

(14) 本公告は、陸上自衛隊富山駐屯地第336会計隊富山派遣隊のほか、陸上自衛隊鯖江駐屯地第336会計隊鯖江派遣隊、陸上自衛隊金沢駐屯地第336会計隊及び陸上自衛隊中部方面隊ホームページに掲示

富山（6）駐屯地避雷針設置工事

工事件名	富山（6）駐屯地避雷針設置工事	図 番	面 号
富山駐屯地 第382施設中隊 管理隊			

一 般 仕 様 書

1 工事件名：富山（６）駐屯地避雷針設置工事

2 工事場所：富山県砺波市鷹栖出 9 3 5（陸上自衛隊富山駐屯地）

3 工事概要：避雷針設置工事

4 工事期間：契約締結日～令和 7 年 3 月 3 1 日

5 一般事項

(1) 現場管理

ア 請負者は着工にあたり、諸法規を遵守し、作業の円滑なる進捗を図ると共に、その運営及び適用は請負者の負担と責任において実施すること。

イ 請負者は着手にあたり、本仕様書あるいは現地において、疑義、相違及び不明な点が生じた場合は、監督官と協議し、その指示に従うこと。

ウ 請負者は着手にあたり、着手前・各工程・完成後及び監督官の指示する箇所をカラー撮影し A 4 版アルバムに整理し、1 部提出すること。

エ 駐屯地内の電気・水は原則使用できない。ただし、監督官が認めた場合、その使用料を全額負担するものとする。

オ 施工範囲以外の箇所に損傷を与えないように十分注意し、万一損傷を与えた場合は、速やかに監督官に報告すると共に、請負者の責任において、原形に復旧すること。

カ 許可無く、施工場所及び指定された場所以外への立入りを禁ずるものとする。

キ 工事現場の風紀、衛生、盗難予防については、必要な措置を施すと共に請負者の責任において管理すること。

(2) 作業時間等

作業時間は 0 8 : 1 5 ~ 1 7 : 0 0 とする。

なお、日程調整により、工事日が日曜日、祭日、祝日、土曜日となる場合がある。

(3) 工程表

請負者は、工事着手前に工程表 2 部を提出し監督官の承認を受けたのちに着手するものとする。

(4) 材料検査

本工事に使用する材料は、原則として監督官の検査を受け合格した物を使用するものとする。

(5) 工事日誌

請負者は、原則として工事期間中所定の様式による工事日誌を、翌日 1 2 時までに監督官に提出するものとする。

(6) 工事写真

請負者は施工にあたり、着手前・各工程・完成後及び監督官の指示する箇所をカラー撮影し、(社)公共建築協会「工事写真の撮り方（改訂第 3 版）」を参考に A 4 版アルバムに整理し、2 部提出すること。

(7) 完成検査

工事完了の際は、所定の様式による竣工届 2 部を提出し、検査官の検査を受け、不合格の場合には、速やかに不備な箇所の手直しを行い再検査を受けるものとする。

(8) 提出書類一覧

請負者は施工にあたり、以下に示す書類の他、監督官の指示する書類を速やかに作成し提出すること。

ア. 工程表・・・1 部（契約後すみやかに）

イ. 内訳明細書・・・1 部（契約後すみやかに）

ウ. 着手届・・・2 部（契約後すみやかに）

エ. 竣工届・・・2 部（工事完了後すみやかに）

オ. 作業写真・・・1 部（工事完了後すみやかに）

カ. 産業廃棄物管理票(E 票)の写し（必要に応じてすみやかに）

キ. その他指示された書類・・・（その都度）

6 特記事項（※特記事項は、本特記仕様書記載内容及び図示による。）

(1) 被雷針設備取付

避雷針設備は以下の性能を満たすものとする。

ア 半球体または球体状で保護範囲 1 0 0 m 以上のもの

イ 耐久年数 2 0 年以上のもの

ウ 避雷針について事前に官側の承認を受けたもの

エ 避雷針は落雷抑制型、P D C E 避雷針または D i n n t e c o 避雷針とする。

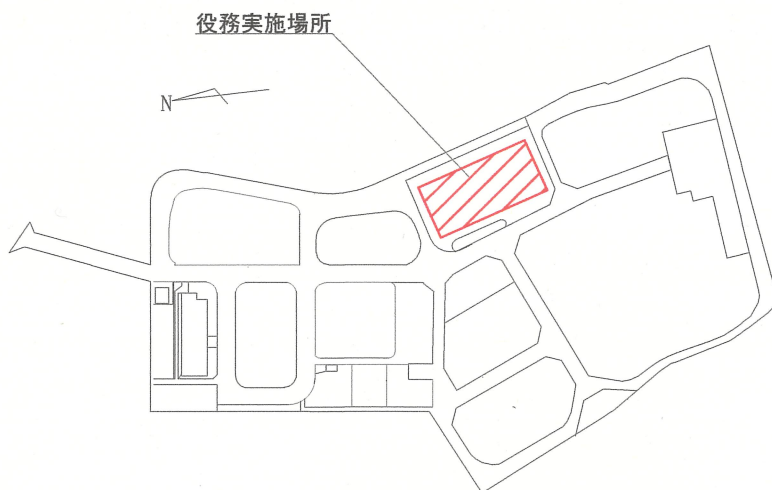
(2) その他

工事に必要な器材、消耗品等については、すべて請負者において準備する。

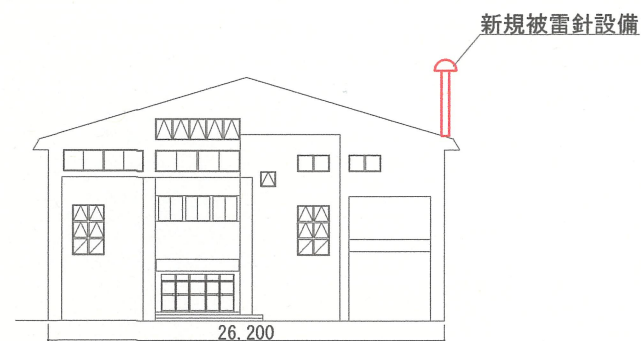
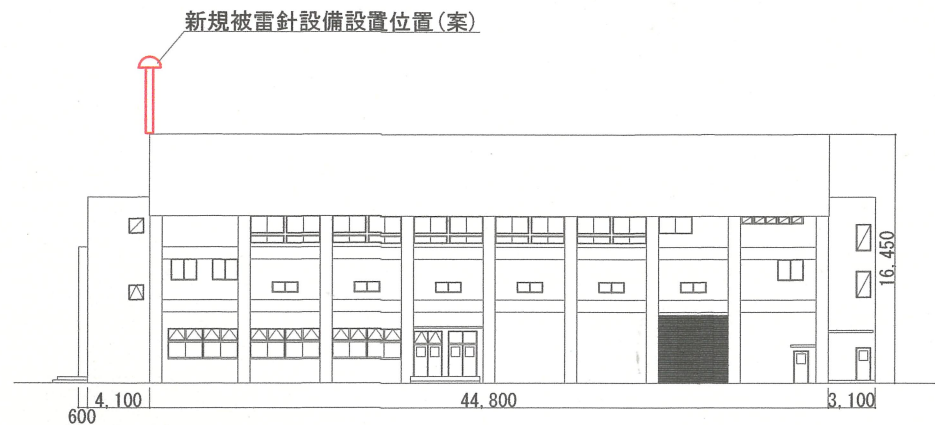
工事件名	富山（６）駐屯地避雷針設置工事		
図面名称	一般仕様書		
作成月日	令和 6 年 1 2 月 2 3 日	図面番号	1 / 2
陸上自衛隊富山駐屯地第 3 8 2 施設中隊管理隊			



案内図 S=1:n



富山駐屯地配置図 S=1:2000



体育館立面図 S=1:500

取付方法

- (1) 取付方法については取付について最適な環境を熟知した業者案を採用する。
- (2) 駐屯地で一番高いところに設置すること。

工事件名	富山(6)駐屯地避雷針設置工事		
図面名称	平面図・詳細図		
作成月日	令和6年12月23日	図面番号	2/2
陸上自衛隊富山駐屯地第382施設中隊管理隊			

入 札 説 明 書

陸上自衛隊富山駐屯地第336会計隊富山派遣隊の「富山（6）駐屯地避雷針設置工事」に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和6年12月24日

2 契約担当官等

分任契約担当官陸上自衛隊富山駐屯地第336会計隊富山派遣隊長 福島 壮礎
〒939-1339 富山県砺波市鷹栖出935（陸上自衛隊富山駐屯地）

3 工事概要

(1) 工事名

富山（6）駐屯地避雷針設置工事

(2) 工事場所

富山県砺波市鷹栖出935 陸上自衛隊富山駐屯地

(3) 工事内容及び工事範囲

仕様書のとおり。

(4) 工 期

令和7年3月31日まで

(5) その他

ア 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

イ 本工事は数量公開の対象工事であり、設計数量を参考数量として公開することとしており、手続きの詳細は別添「数量公開の説明書」を参照するものとする。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」又は「電気工事」で級別の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。)

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がD等級以上であること、又は「電気工事」に係る等級がC等級以上。

(5) 平成18年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、「建築一式工事」又は「電気工事」を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。)

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本

部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第 220 号（CCP）。13. 12. 19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第 134 号（CCP）。19. 7. 30）、工事成績評定要領について（経施第 4404 号。21. 3. 31）、工事成績評定要領について（防整技第 15542 号。27. 10. 1）又は工事成績評定要領について（防整技第 7160 号。28. 3. 31）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が 65 点未満のものを除くこと。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が 65 点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した工事で評定点合計が 65 点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者（個別の工事に応じて、工種別に明示すること。）

- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア 仕様書に記載されている内容を実行できる者である。

イ 平成 18 年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である。（原則、着工から完成まで従事している。）

なお、当該経験が平成 13 年 12 月 25 日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が 65 点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、その成績が 65 点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

エ 配置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中部防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号。28. 3. 31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 近畿中部防衛局が発注した工事のうち、平成 18 年度以降令和 3 年までに完成・引越しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が 65 点以上であること。

- (10) 上記 3（1）に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (11) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く。以下同じ。）。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものでない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合（共同企業体を含む。）の理事
 - e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下管財人という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合及び上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (12) 近畿中部地方の各県内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店及び営業所が所在すること。
- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

- (14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

5 担当部局

〒939-1339 富山県砺波市鷹栖出935（陸上自衛隊富山駐屯地）

陸上自衛隊富山駐屯地第336会計隊富山派遣隊

担当者 福島

TEL 0763-33-2392（内線 345）

FAX 0763-33-2392

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)、(3)及び(5)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に於いて4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

ア 提出期間

令和6年12月24日から令和7年1月17日まで（行政機関の休日を除く）の12月25日～1月6日を除く毎日午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 提出方法

持参、郵送（書留郵送に限る。）若しくは託送（書留郵送に限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出

ウ 提出場所

上記5に同じ。

- (2) 申請書は、「一般競争参加資格確認申請書（属紙第1）」により作成すること。
(3) 資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成18年度以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績（属紙第2）」に記載する工事及び「配置予定の技術者（属紙第3）」に記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア 同種の工事の施工実績

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を1件記

載する。

記載様式は属紙第2とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A4番1枚に記載する。

イ 配置予定の技術者

上記4(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、「配置予定の技術者（属紙第3）」に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を「工程表（属紙第4）」に記載すること。

エ 契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、その写し（詳細を含む。）を添付するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

オ 情報保全に係る履行態勢についての確認

平成27年4月1日から公告日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完成（完了）した実績を有している者は「誓約書（属紙第5）」を提出し、過去実績を有していない者は「誓約書（属紙第6）」を提出すること。

- (4) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、申請時に提出された返信用封筒もしくは電子メールにより、令和7年1月22日までに通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

- エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
- オ 申請書等に関する問い合わせ先 上記５に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。
 - ア 提出期間
書面（様式は自由）を上記５に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。
 - イ 提出期間
上記６（４）の通知の日から令和７年１月２９日まで（正午から午後１時までの間を除く。）
ただし、最終日は午後３時まで。
- (2) 契約担当官等は、（１）により説明を求められたときは、令和７年２月５日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

8 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出する。
 - ア 書面（様式は自由）を上記５に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。
 - イ 提出期間
令和６年１２月２４日から令和７年１月１７日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）
ただし、最終日は午後３時まで。郵送等による必着は令和６年１２月１６日午後１時必着
- (2) （１）の質問に対する回答書は、令和７年１月２２日までの（行政機関の休日を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）、上記５において閲覧に供する。

9 入札方法等

- (1) 入札書は、持参又は郵送等で提出する。
- (2) 入札書の提出期間、提出場所等
 - ア 提出期間
令和７年２月７日 午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）
 - イ 提出場所
上記５に同じ。
 - ウ 提出方法
入札書及び工事費内訳明細書をそれぞれ別の封筒に入れて封かんし、それらをまとめて入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と記載の上、持参又は郵送等により提出する。また、入札書の封筒に一般競争参加資格確認通知書又はその写しを同封する。また、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するように発送し、発送後速やかに担当部局に電話連絡する。その際、併せて当日の開札に参加するかどうかを上記５の担当者へ伝えること。なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相

当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

免除。ただし、落札者は、公共工事保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合機関」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約（2年間）を付した物に限る。）を付すものとする。この場合の保証金額は請負金額の10分の3以上とする。

11 工事費内訳明細書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書の書面を提出しなければならない。

(2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア 交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については（土木工事にあつては規格・寸法、数量、）単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 工事費内訳明細書の提出方法等

ア 提出期間 上記9(2)アに同じ。

イ 提出方法 上記9(2)ウを参照。

ウ 提出場所 上記5に同じ。

- (4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

- (5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

- (6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、属表の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

- (7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

- (8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。

- (9) 工事費内訳明細書は参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

12 開札

(1) 開札の日時及び場所

ア 開札日時 令和7年2月12日午前11時00分

イ 開札場所 陸上自衛隊富山駐屯地会議室

- (2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせ

て行う。ただし、郵便等などの入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

- (3) 開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。
- (4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。
- (5) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から連絡する。

13 入札の無効

- (1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時ににおいて4に掲げる資格のない者のした入札

- (2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

14 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

15 情報保証保全に係る履行体制についての最終確認

入札の結果、落札予定者となった者に対し、情報保全に係る履行体制についての確認のため、「業務従事者一覧（属紙第7）」から「取扱い制限情報が親会社等への報告等対象でないことがわかる資料（属紙第10）」までの資料を求めることがある。提出期間は、資料提出要請の日からおおむね3営業日程度とするので、事前に準備しておくこと。提出された資料では情報保全に係る履行体制について適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料を求めたりヒアリングを行うこともある。提出期限内に資料提供できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。

16 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合のほかは、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4 (7)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

17 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が陸上自衛隊金沢駐屯地第 336 会計隊で入札日から過去 2 年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、4 (7)に定める要件と同一の要件（4 (7) イに掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で 1 名現場に配置することとする。

- (1) 65 点未満の工事成績評定を通知された者
- (2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- (3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。
- (4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その指名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

18 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

19 低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の 10 分の 2 以内とする。

20 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

21 支払条件

請負金額が 300 万円以上の場合、前払金保証証書の寄託を条件に請負金額の 10 分の 4 以内の範囲で前金払いに応ずる。

22 火災保険付保の要否 要

23 関連情報を入手するための照会窓口 上記 5 に同じ。

24 その他

- (1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は7 (1) の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。

一 般 競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊富山駐屯地

第336会計隊富山派遣隊長 福島 壮礎 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

令和 6 年 1 2 月 2 4 日付けで入札公告のありました「富山（6）駐屯地避雷針設置工事」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について事実と相違と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書 6 (3) アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書 6 (3) イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書 6 (3) ウに定める工程表を記載した書面
- 4 入札説明書 6 (3) エに定める契約書の写し又は「工事实績情報サービス（CORINS）」の写し

以 上

注 1） 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長 3 号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

同 種 の 工 事 の 施 工 実 績

会社名 _____

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 ～ 年 月
	受 注 形 態	
工 事 概 要	構 造 形 式	
	規 模 ・ 寸 法	
	使用機材・数量	
	施 工 条 件	
	そ の 他	
CORINS登録の有無		有 (CORINS 登録番号) 無

注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。

「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。

「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。

3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

同 種 の 工 事 の 施 工 実 績

会社名 _____

工 事 名 称 等	工 事 名	記載要領
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契 約 金 額	(百万円単位で記入する。)
	工 期	年 月 ～ 年 月
	受 注 形 態	単体／ J V (出資比率)
工 事 概 要	構 造 形 式	
	規 模 ・ 寸 法	
	使用機材・数量	
	施 工 条 件	(市街地・軟弱地質等)
	そ の 他	
CORINS登録の有無		有 (CORINS 登録番号) 無

注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。

「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。

「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。

3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

配 置 予 定 の 技 術 者

会社名 _____

項 目	主任技術者又は監理技術者	
氏 名		
最 終 学 歴		
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許		
工 事 概 要	工事名	
	発注者名	
	工事場所	
	契約金額	
	工期	年 月～ 年 月
	従事役職	
	工事内容	
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号 ） 無
申 請 時 に お け る 他 工 事 の 従 事 状 況 等	工事名	
	発注者名	
	工期	年 月～ 年 月
	従事役職	
	本工事と重複する 場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号 ） 無

注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。

「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。

「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。

3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書

記載要領

配置予定の技術者

会社名

項 目	主任技術者又は監理技術者	
氏 名		
最 終 学 歴	(学校名、学科名及び卒業年次を記入する。)	
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許	(施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。)	
工 事 概 要	工事名	
	発注者名	
	工事場所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契約金額	(百万円単位で記入する)
	工期	年 月～ 年 月
	従事役職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	工事内容	
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号) 無
申 請 時 に お け る 他 工 事 の 従 事 状 況 等	工事名	
	発注者名	
	工期	年 月～ 年 月
	従事役職	(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号) 無

注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。

2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。

「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。

「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。

3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書

等の写しを添付すること。

工 程 表

工事名：
会社名：_____

項目	単位	数量	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
			10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20	

■ 工程管理に関する技術的所見

令和 年 月 日

誓 約 書

分任契約担当官
陸上自衛隊富山駐屯地
第336会計隊富山派遣隊長 福島 壮礎 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名
連 絡 先

弊社は、過去 年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

誓 約 書

分任契約担当官

陸上自衛隊富山駐屯地

第336会計隊富山派遣隊長 福島 壮礎 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

連 絡 先

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

業務従事者一覧

監理（主任・管理）技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	（中学校以降を記載）
	職歴	
	業務経験	（特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載）
	研修実績その他の経歴	（特に海外業務に関する研修、情報保全に関する研修があれば積極的に記載）
	専門的知識その他の知見	（特に海外業務に関する専門的知識、情報保全に関する専門的知識があれば積極的に記載）
	資格	（特に海外業務に関する資格、情報保全に関する資格があれば積極的に記載）
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
現場代理人	業績等	（特に海外業務に関する業績、情報保全に関する業績があれば積極的に記載）
	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	

	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	
担当技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	

- 注： 1 不要な行は削除すること。
- 2 記載する内容が特にない項目は、「特になし」と記載すること。
- 3 内容を証明する資料は不要。自己申告で良い。

業務従事者一覧

監理技術者	氏名	防衛 太郎
	所属	〇〇建設△△支店工務部
	役職	工務主任
	学歴	〇〇中学校→〇〇高校→〇〇専門学校（〇年卒）
	職歴	××工務店→□□工業→〇〇建設（〇年入社）
	業務経験	国内土木工事に従事
	研修実績その他の経歴	特になし
	専門的知識その他の知見	土木工事全般に関する専門的知識
	資格	1級土木工事施工管理技士
	母語及び外国語能力	日本語
	国籍その他文化的背景	日本
	業績等	特になし
現場代理人	氏名	防衛 次郎
	所属	〇〇建設△△支店工務部
	役職	工務主任
	学歴	〇〇中学校→〇〇高校（〇年卒）
	職歴	〇〇建設（〇年入社）
	業務経験	国内土木工事に従事
	研修実績その他の経歴	特になし

	専門的知識その他の知見	土木工事全般に関する専門的知識
	資格	1級土木工事施工管理技士
	母語及び外国語能力	日本語
	国籍その他文化的背景	日本
	業績等	特になし
担当技術者	氏名	担当技術者は配置しない
	所属	
	役職	
	学歴	
	職歴	
	業務経験	
	研修実績その他の経歴	
	専門的知識その他の知見	
	資格	
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	

- 注： 1 不要な行は削除すること。
- 2 記載する内容が特にない項目は、「特になし」と記載すること。
- 3 内容を証明する資料は不要。自己申告で良い。

令和 年 月 日

申 出 書

分任契約担当官

陸上自衛隊富山駐屯地

第336会計隊長富山派遣隊長 福島 壮礎 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

連 絡 先

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、また、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないことを申し出ます。

代表者 （氏名）

役 員 （氏名）

※履歴事項全部証明書に記載のある役員全ての記名押印を行うこと。

※履歴事項全部証明書の写しを提出すること。

※上に記載した代表者及び役員から、この申出内容に関する真正性を確保できる資料を提出すること。

指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う者一覧

親会社	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
地域統括会社	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
ブランド・ライセンサー	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
フランチャイザー	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
コンサルタント	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
☐ 親会社等が存在しない		

- 注： 1 不要な行は削除すること。
- 2 親会社にさらに親会社が存在する場合は、全ての親会社について記載すること。
- 3 内容を証明する資料を提出すること。HP等出来合いの資料で可。

指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う者一覧

親会社	会社名	市ヶ谷興業
	代表者名及び国籍	市ヶ谷 進 国籍 日本
	本社所在地	東京都新宿区市ヶ谷
地域統括会社	会社名	新宿産業
	代表者名及び国籍	新宿 譲可 国籍 日本
	本社所在地	東京都新宿区西新宿
ブランド・ライセンサー	会社名	ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントは存在しない
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
フランチャイザー	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
コンサルタント	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
☐ 親会社等が存在しない		

- 注： 1 不要な行は削除すること。
- 2 親会社にさらに親会社が存在する場合は、全ての親会社について記載すること。
- 3 内容を証明する資料を提出すること。HP等出来合いの資料で可。

申 出 書

分任契約担当官

陸上自衛隊富山駐屯地

第 336 会計隊富山派遣隊長 福島 壮礎 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等の指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者であっても、当該契約に基づき、報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことを申し出ます。

親会社 （商号又は名称・代表者氏名・代表者印）

地域統括会社 （商号又は名称・代表者氏名・代表者印）

ブランド・ライセンサー （商号又は名称・代表者氏名・代表者印）

フランチャイザー （商号又は名称・代表者氏名・代表者印）

コンサルタント （商号又は名称・代表者氏名・代表者印）

※「指導・監督・業務支援・監査等を行う者一覧（属紙第 9）」の一覧表に示した者全ての名称等を記載すること

標準競争参加資格確認申請書作成要領

「富山（６）駐屯地避雷針設置工事」に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この作成要領に基づき「一般競争参加資格確認申請書」「同種の工事の施工実績」「配置予定の技術者」を作成の上、各１部提出して下さい。また、「同種の施工実績」が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事以外の者又は平成１３年１２月２５日以前に完成した者については、「工程管理に対する技術的所見」を作成の上、１部提出して下さい。

なお、これらの資料は、競争参加資格を確認するための基礎資料として提出していただくものです。

記

１ 一般競争参加資格確認申請書

- (１) 住所、商号又は名称及び代表者名等を記載し申請して下さい。
- (２) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼付した長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

２ 同種の工事の施工実績

貴社が元請（共同企業体による施工は、出資比率が20%以上とする。）として施工実績のある同種の工事について記載して下さい。

- (１) 同種の工事とは次の事項を全て満足するものをいいます。
元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、「建築一式工事」又は「電気工事」の工事を施工した実績を有すること。
- (２) 記載する工事は、平成１８年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを１件記載して下さい。

なお、同種工事との判断が難しい場合は３件程度まで記載されても可とします。

- (３) 記載する工事が、平成１３年１２月２５日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP）。13. 12. 19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」

という)並びに工事成績。評定要領について(施本建第134号(CCP)。19. 7. 30)、工事成績評定要領について(経施第4404号。21. 3. 31)、工事成績評定要領について(防整技第15542号。27. 10. 1)又は工事成績評定要領について(防整技第7160号。28. 3. 31)に基づく工事成績評定通知書「(以下「評定通知書」という。)の写しを添付して下さい。

なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面(様式自由)により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。

- (4) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
- (5) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
- (6) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
- (7) 「受注形態等」は、単体若しくは共同企業体の別を記載し、共同企業体の場合は、当該企業体の名称と出資比率を記載して下さい。
- (8) 「工事概要」は、構造形式、規模・寸法、使用機材・数量、施工条件についてそれぞれ簡潔に記載して下さい。
- (9) 「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。

3 配置予定の技術者

貴社が本工事を請け負うこととした場合、実際に配置可能な主任技術者又は監理技術者を記載して下さい。

- (1) 予定者として複数の候補技術者を記載しても結構です。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする事は差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行って下さい。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第150号。28. 3. 31)(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を行うことがあります。

入札後、落札者決定までの期間（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）第86条の調査期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行って下さい。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とします。落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

- (2) 「最終学歴」は、学校名、学科名及び卒業年次等を記載して下さい。
- (3) 「法令による資格・免許」は、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置を予定されている者が取得している資格等（一級建築士等）を適宜記載して下さい。
なお、その他の資格として取得したものがあれば、適宜記載して下さい。
- (4) 「工事概要」は、当該技術者が従事した同種の工事のうち、平成18年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを記載して下さい。
- (5) 記載する工事が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、評定通知書の写しを添付して下さい。
なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。
- (6) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
- (7) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
- (8) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
- (9) 「従事役職」は、当該工事に技術者として従事した役職名を記載して下さい。
- (10) 「工事内容」は、当該工事の構造形式、規模等を簡潔に記載して下さい。
- (11) 「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。
- (12) 「申請時における他工事の従事状況等」は、従事している全ての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記載して下さい。
- (13) 「本工事と重複する場合の対応措置」は、申請時において他工事に従事している場合は、対応措置を記載して下さい。

4 工程管理に対する技術的所見

- (1) 本工事の図面及び仕様書等に基づき可能な範囲で、工事施工に関する工程表を作成して下さい。
- (2) 工程表に記載する内容は、主要となる項目と数量及びその概略工程とします。
- (3) 作成した工程表を基に、工程管理に対する技術的所見を記載して下さい。

5 提出場所、提出方法及び提出期間

(1) 提出場所

〒939-1339 富山県砺波市鷹栖出 9 3 5

陸上自衛隊富山駐屯地第336会計隊富山派遣隊

(2) 提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）するものとし、電送によるものは受け付けません。

(3) 提出期間

令和6年12月24日から令和7年1月17日まで（行政機関の休日を除く）の毎日午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間は受付を行っていませんので注意して下さい。

6 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、提出期限の日をもって行い、その結果は令和7年1月22日までに書面により通知します。

7 競争参加資格がないと認められた方に対する理由の説明について

- (1) 競争参加資格がないと認められその旨通知された方は、その理由について説明を求めることができます。
- (2) (1)の説明を求める場合には、令和7年1月29日午後3時までに持参により提出して下さい。ただし、正午から午後1時までの間は受付を行っていませんので注意して下さい。

書面の提出先

〒939-1339 富山県砺波市鷹栖出 9 3 5

陸上自衛隊富山駐屯地第336会計隊富山派遣隊

担当：福島

T E L 0763-33-2392（内線345）

- (3) 説明を求められたときは令和7年2月5日までに、説明を求めた者に対して、回答書面を送付します。

8 その他

- (1) 資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された資料は、当局において目的以外に使用することはありません。
- (3) 提出された資料は、返却いたしません。
- (4) 提出期限日以降の資料の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 資料提出に関する問い合わせ先

〒939-1339 富山県砺波市鷹栖出935

陸上自衛隊富山駐屯地第336会計隊富山派遣隊

担当：福島

T E L 0763-33-2392（内線345）

入 札 書

分任契約担当官
陸上自衛隊金沢駐屯地
第336会計隊富山派遣隊長 福島 壮礎 殿

入札金額（税抜き） ¥

件 名：富山（6）駐屯地避雷針設置工事

令和 年 月 日

住 所
社 名
代表者

印

入札公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

入札書

分任契約担当官
陸上自衛隊金沢駐屯地
第336会計隊富山派遣隊長 福島 壮礎 殿

入札金額（税抜き） ￥

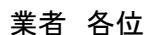
件 名 ： 富山（6）駐屯地避雷針設置工事

令和 年 月 日

住 所
社 名
代表者
担当者
担当者連絡先

入札公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。



富山県砺波市鷹栖出935
陸上自衛隊富山駐屯地 第336会計隊富山派遣隊
担当者 福島
Tel 0763-33-2392(内345)
Fax 0763-33-2392

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
入札に先立ちまして、下記のとおり市場価格調査を致しますので、ご協力をお願いします。

敬具

記

- 1 調査事項 調査票内容の市場価格(消費税は含まない)
- 2 提出要領 2月5日(水)17時までに下記「市場価格調査票」に記入のうえ、メール若しくはFAXで返信願います。

分任契約担当官
陸上自衛隊富山駐屯地
第336会計隊長 福島 壮礎 殿

住所・名称・代表者名

印

[illegible]

工 事 内 訳 表

	名 称	規格・寸法	数量	単位	単 価	金 額	備 考
I	電気設備工事						
1	避雷針設置		1	式			
①	避雷針本体設置	PDCE被雷球	1	組			
②	支持管設置	架台設置	1	式			
③	支持管用アンカーボルト		1	組			
④	設置棒等		1	式			
⑤	消耗材		1	式			
II							
①	直接工事費						
②	共通仮設費		%				
③	純工事費	①+②					
④	現場管理費		%				
⑤	工事原価	③+④					
	一般管理費						
⑥	工事原価	⑤					
⑦	一般管理費		%				
⑧	工事価格	⑥+⑦					
⑨	端数処理						
⑩	消費税						
⑪	合計						

工 事 費 内 訳 表

	名 称	規格・寸法	数量	単位	単 価	金 額	備 考
I	電気設備工事						
1	避雷針設置						
①	避雷針本体設置	PDCE被雷球	1	組			
②	支持管設置	架台設置	1	式			
③	支持管用アンカーボルト		1	組			
④	設置棒等		1	式			
⑤	消耗材		1	式			
	計						

一 位 代 価 表 内 訳 明 細 書

	名 称	規格・寸法等	歩掛	単位	単価	金額	備 考
Ⅱ	電気設備工事						
1	避雷針設置						
①	避雷針本体設置						
	避雷針設置	PDCE被雷球	1	個			
	雑材料			式			
	電工			人			
	その他			式			
	計						
②	支持管設置						
	支持管	STK-400 φ89.1+φ60.5フランジ付	1	式			
	雑材料			式			
	電工			人			
	その他			式			
	計						
③	支持管用アンカーボルト						
	アンカー		1	組			
	雑材料			式			
	電工			人			
	その他			式			
	計						
④	設置棒等						
	よれ線設置棒		1	式			
	雑材料			式			
	電工			人			
	その他			式			
	計						
⑤	消耗材						
	サンアース等		1	式			
	雑材料			式			
	電工			人			
	その他			式			
	計						

数 量 計 算 書

	名 称	規格・寸法	数量	単位	計算根拠			備考
Ⅱ	電気設備工事							
1	避雷針設置							
①	避雷針本体設置	PDCE被雷球	1.0	組	1 組 計	=	1 組 1 組	
②	支持管設置	STK-400 φ89.1+φ60.5フランジ付	1.0	式	1 式 計	=	1 式 1 式	
③	支持管用アンカーボルト		1.0	式	1 式 計	=	1 式 1 式	
④	設置棒等		1.0	式	1 式 計	=	1 式 1 式	
⑤	消耗材		1.0	式	1 式 計	=	1 式 1 式	

受 領 書

商号又は名称：

持参者氏名：

次の入札案件の入札書・工事費内訳明細書等を受領しました。

受領日時： 年 月 日 () 時 分

件 名：富山（6）駐屯地避雷針設置工事

開札日時：令和7年2月12日（水）午前11時00分

開札場所：陸上自衛隊富山駐屯地 会議室

（受領者）

第336会計隊富山派遣隊 派遣隊長

（管理者）

第336会計隊富山派遣隊 派遣隊長

※注意：正本を2部作成し、持参者と発注者双方が1部ずつ保管する。

委 任 状

分任契約担当官
陸上自衛隊富山駐屯地
第336会計隊派遣隊長 福島 壮礎 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

私は、(受任者名) _____ を代理人と定め

下記事項に関する一切の権限を委任します。

記

令和 年 月 日、陸上自衛隊富山駐屯地において実施される
「富山（6）駐屯地避雷針設置工事」の契約に関する次の件
ただし、第 項を除く。

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金および契約保証金の納付・還付に関する件
- 4 各種証明書等の発行に関する件
- 5 その他契約に関する一切の件
- 6 復代理人の選任に関する件

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
委 任 者 名

住 所
会 社 名
受 任 者 名

数量公開の説明書

1 提供方法

数量書の提供は、全ての者に対し、図面等の交付と同時に行うものとする。

2 数量書に対する質問等 数量書に対する質問の提出は、原則として、入札心得書に記載された「入札説明書に対する質問」又は「図面、仕様書、現場説明書等に対する質問」の取扱いに準じて行うものとする。

質問書は、入札説明書等に対する質問書とは区別して提出するものとする。

なお、数量の差異等に係わる質問は、根拠資料も併せて提出するものとする。

質問に対する回答については、入札説明書等に対する質問の回答書とは、別に回答する。

以 上